



写真提供元：GettyImages

論考・コラム・レポート

税・社会保障改革

August 8, 2019

連載コラム「税の交差点」第65回 軽減税率—ドイツ・ファーストフードの「2つの値付け」

税

消費税軽減税率の導入が間近に迫ってきた。国税庁のQ&Aも公表されたが、テイクアウトとイートインの区別については、当分混乱が生じるだろう。しかし消費者も、事業者も、そして税務当局も混乱は望ましくないと考えているので、具体的ケースごとに話し合っていけば、常識のラインに沿った解決されていくと考えられる。

ここでは、テイクアウトとイートインの値付けについて、触れてみたい。

長い経験のあるドイツの具体例を見てみよう。

テイクアウト(軽減税率)とイートイン(標準税率)は、消費税率が異なるので、価格も別々に表示される(税込み価格は異なる)。これが原則だ。

写真1 テイクアウト(軽減税率) とイートインで値段が異なる例

ドイツカフェ

このカフェでは、
テイクアウトと
イートインで
値段が異なる



しかし、ドイツ・マクドナルドはユニークな値付けをしている。テイクアウトでもイートインでも価格は同一に設定されているのである。写真2の左はイートインの場合で、ハンバーガーの値段(税込み)は2.29ユーロとなっている。

写真2 イートインとテイクアウトで税率は異なるが、ハンバーガーの値段（税込み）は同じ例

ドイツマクドナルド イートインの場合



McDonald's Deutschland Inc.
Alexanderplatz (S-Bahnhof)
10178 BERLIN
030 / 24 62 83 56
www.mcdonalds.de/kontakt

QUITTUNG

#ORD 16 -KS. 7 -	14/03/2014 13:33:02
ANZ ARTIKEL	TOTAL
1 Doppelhamburger	2.29
INNEN TOTAL	2.29
EUR	2.29
St.Nr. 143/250/50528	
SATZ BRUTTO MWST	
INCL. MwSt.: 19.00%	2.29 0.37

Vielen Dank fuer Ihren Besuch!

ハンバーガーの
価格は2.29ユー
ロ（税込価格）

税率(SATZ)は
19%

ドイツマクドナルド テイクアウトの場合



McDonald's Deutschland Inc.
Alexanderplatz (S-Bahnhof)
10178 BERLIN
030 / 24 62 83 56
www.mcdonalds.de/kontakt

QUITTUNG

#ORD 53 -KS. 4 -	14/03/2014 13:08:11
ANZ ARTIKEL	TOTAL
1 Big Mac	2.99
1 Doppelhamburger	2.29
Nachfragen	
1 Cola 0,25	1.19
AUSSEN TOTAL	6.47
EUR	10.00
Rueckgeld	3.53
St.Nr. 143/250/50528	
SATZ BRUTTO MWST	
INCL. MwSt.: 7.00%	5.28 0.35
INCL. MwSt.: 19.00%	1.19 0.19

Vielen Dank fuer Ihren Besuch!

ハンバーガーの
価格は2.29ユーロ
（税込価格）

税率(SATZ)は
7%

右側は同じ店で同じハンバーガーをテイクアウトした際のレシートであるが、値段(税込み)は同じ2.29ユーロである。

レシートの下部には適用税率が書いてあり、前者(イートイン)は標準税率の19%、後者(テイクアウト)は軽減税率の7%と記されている。正確な納税のためには、双方を区分経理する必要があるの
で、消費者一人一人にテイクアウトとイートインを尋ねる必要がある。

ドイツ・マクドナルドの値付けは、標準税率の適用されるイートインと軽減税率のテイクアウトを
税込みで別価格にすると、テイクアウトといって購入し、その場で食べるお客が出ることを防ぐた
めと説明されている。

実はわが国でも、KFCが、イートイン（標準税率10%）とテイクアウト(軽減税率8%)の税込み
価格を同額にして、事業者・消費者の混乱を避けるという方針を打ち出した。

商品やサービスにどのような値段をつけるかは、店側の自由だ。お店にとって、消費税増税分の転嫁は必要だが、一方で顧客や従業員が混乱しないようにするということも重要である。双方を比較考量してそれぞれ値付けするという事だろう。

消費税は、店の売上に係る消費税額から仕入れにかかる消費税額を差し引いて納税する仕組みを取っている(消費税法)。個別の品目にどれだけ消費税額を上乗せするかは店の自由である。価格転嫁は全体として出来ていればよいわけだ。

この話を知り合いの新聞記者に話したところ、「一物一価に反する」とか、「便乗値上げ隠しではないか」というコメントがあったが、それは消費税と価格の正確な関係を知らないからだ。価格は需要と供給によって決まるのであって、消費税というコスト要因だけで決まるわけではない。

政府は、消費税と価格について、正確な知識を提供していく必要がある。



森信 茂樹

研究主幹

研究分野・主な関心領域

租税政策／財政政策／地方財政

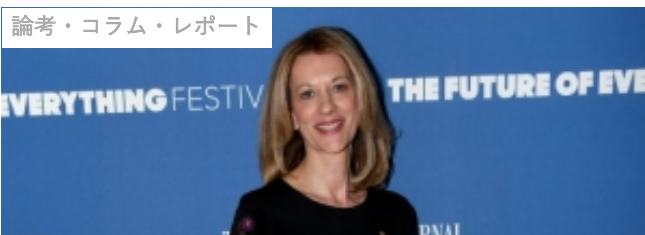
研究ユニット

税・社会保障改革ユニット

By the Same Author

同じ研究員のコンテンツ

論考・コラム・レポート



論考・コラム・レポート 期と現在の税収

